

退学

内容により、「依願による退学」と「懲戒による退学」とに区別されます。退学をすると、学籍を喪失し、本学の学生ではなくなります。

退学の期日

原則として、「退学願」を提出した月の月末。ただし、各学期の学費納入期日までに「退学願」を提出した場合、退学期日は前学期末日となります。

* 学期末日とは、春学期末日は9月30日、秋学期末日は3月31日です。

「退学願」の提出方法

		受け取り場所	提出先	返却物	提出期限
退学	依願退学	授業運営課	授業運営課	学生証 通学証	授業運営課にて指示
	懲戒	学則第37条、大学院学則第34・35条参照			

* それぞれの学期の授業料等納付金の納入期限までに、授業料等納付金が納付されていない場合は、「退学願」を受理することができません。納入の最終期日までに納入されない場合は、大学学則および大学院学則に照らし、「除籍」となります。

PDF
玉川大学学則
p. 144 ~ 153

PDF
玉川大学大学院学則
〔大学院要覧〕 p. 164 ~ 169
参照

学費の取り扱い

退学期日の月まで月割で学費等を徴収し、残額は承認後に返金します。

PDF
ホームページからも
ダウンロード
できます
退学願

書き方見本

退学手続きの流れ



除籍

PDF
除籍
学生の身分を失うこと。

次に該当する場合は、除籍の対象となります（学則31条、大学院学則31条）。

- (1) 在学年数が所定の年数を超える場合
- (2) 授業料等の納付金を滞納し、督促してもこれに応じない場合
- (3) 休学期間の満了日に達しても、なお就学できない場合
- (4) 休学期間満了となっても所定の手続きをとらない場合
- (5) 死亡または行方不明になった場合